

平成 30 年第 3 回定例会 環境農政常任委員会

平成 30 年 10 月 2 日

亀井委員

ソーラーシェアリングの今後というか、もう 4 月からスタートしておりますが、ロードマップ等について何点かお聞きしたいと思います。

まず、ソーラーシェアリングというのは、そもそもどういうものか、お聞きしたいと思います。

農地課長

ソーラーシェアリングでございますが、営農発電と通称呼ばれてございまして、農地の上部に太陽光パネルを設置いたしまして、営農を続けながら上部で発電を行う施設のことでございます。

亀井委員

営農しながら発電もする。ですから、農業収入プラス売電収入もあるということだと思っておりますが、もう少し詳しいメリットをお聞きできますか。

農地課長

委員お話がありましたとおり、作物の販売収入に加えまして売電による収入が継続的に得られる。そのため収入拡大により農業経営の安定化等が期待できるというようなものでございます。

亀井委員

ほかのメリットはありますか。

農地課長

もう 1 点は、現在荒廃農地、耕作放棄地になっているような農地がこのソーラーシェアリングを導入することで再び耕作していただけるという部分もメリットでございます。

亀井委員

県内の耕作放棄地はどのくらいの面積がありますか。それが例えば、横浜スタジアムと比較すると何個分くらいか教えてください。

農地課長

2015 年の農林業センサスによりますと、県内の耕作放棄地の面積は 2,497 ヘクタールとなっております。横浜スタジアムの何個分かという部分でございますが、横浜スタジアムの敷地面積は約 2.6 ヘクタールですので、およそ 960 個分になります。

亀井委員

横浜スタジアム 960 個分もの耕作放棄地があつて、もちろん売電収入があるというメリットもあるし、県としては耕作放棄地を減少させていくこともできると思っているのです。一時転用することによって、ソーラーパネルを設置してそこで耕作をするということになれば、農地収入プラス売電収入だから、ではやってみようとか、もしくは農地を貸してみようとか、そのような意思表示をする人たちも増えてくるのではないかと思つて、こういう質問をさせていただいたのですが、こういう二つの大きなメリットがあるということは御承知のとおりだと思つたのです。本年 3 月に予算委員会で当時の環境農政局長に質問を

したのですが、その際にこのソーラーシェアリングは絶対やるべき、再生可能エネルギーの本県における位置付けもどんどん右肩下がりになっていく中で、ソーラーシェアリングは非常に良いことだからやるべきだという主張をしながら、局長に答弁いただいたときに、画期的というか、新たな目標を提示していただいたのですが、どのような目標だったか確認させてください。

農地課長

この前の予算委員会の当時の環境農政局長の答弁で、平成32年度末までに県内のソーラーシェアリングの導入件数を100件を目指していきたいという答弁をさせていただいたところです。

亀井委員

私が3月に質問して、4月からスタートしたときに、3年間で100件のソーラーシェアリングをやるという目標を立てていただいたわけです。それで、3月に質問を私がして、4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月になったが、今日は2日だから、6箇月としましょうか。この6箇月間で100件の目標に対して新規で何件増えていますか。

農地課長

今年3月以降に4件増えてございます。

亀井委員

私はこの質問をして、結構激しい質疑をやった後で、その翌年度の4月からスタートしたときに、私はスタートダッシュがすごく大事だと思っていたのです。100件の目標のうち、ある程度のところを目星をつけて半年くらいでスタートダッシュをかけていかないと、なかなか厳しいと思っていたのだが、4件ということだが、この半年間どういうことをやっていたのですか。

農地課長

ソーラーシェアリングの普及につきましては、まず、農家の農地の所有者の方にソーラーシェアリングというものを知っていただく、周知することが我々としてはまず真っ先にやらなければいけないということで認識しております。そこで、今年度から3年間かけまして、県内の農業振興地域がある29の市町の農業振興地域内に農地を所有する方を対象といたしまして、今後の農業経営の意向ですとか、農地の貸借の希望などを調査するというを実施する予定となっております。これは今年度から3年間、平成32年度までかけて県内の29の市町の農業者の方に対して調査を実施する予定でございます。この調査に併せまして、ソーラーシェアリングに関するリーフレットですとか、周知するチラシですとか、アンケート調査を行うとことで、現在この取組を進めているところでございまして、今年度は湘南地域の平塚市、藤沢市、秦野市、伊勢原市の4市、県西地域の小田原市、南足柄市の2市、合計6市についてこのようなアンケート調査を行う予定としておりまして、6月に県と神奈川県農業公社との間でこの調査の委託契約を行いまして、設問に関しまして農業委員会と調整させていただいて、調査票を作成し、現在対象者となる方、約9,500世帯に郵送をさせていただいたところでございます。

亀井委員

私の次の質疑に当たりまして、委員及び当局の皆様は資料を配付させていた

だきたいと思いますので、委員長、よろしくお取り計らいをお願いします。

それで、今日皆さんに配付をさせていただいたものは、課長が正に答弁をしていただいたアンケート調査票でございます。ですから、これはもう皆さんが県西部の湘南の方々の農業関係者の方には渡っている資料ということでよろしいでしょうか。

農地課長

間違いございません。

亀井委員

先ほど課長からこの半年間で4件の進捗だと聞いて、非常に驚いたというか、がっかりしました。というのは、やる気の問題ではないかと思ってしまったのです。もちろん農業公社との委託契約もあるでしょうが、3月の時点であそこまでの激しいやりとりをした後だから、それこそ県と公社の間で委託契約なりを結んで、どういうアンケートをするか、どういう形で周知するかということ徹底しなければいけなかったのではないかと思います。このアンケートはいつ配付されたと言いましたか。

農地課長

9月末に発送してございます。

亀井委員

ということは、もう3年間のうち6分の1が終わった時点で配っているということです。それで、皆にこれを配らせていただいたのは、このアンケートの調査票、まず表面のところは、ご協力お願いしますという話が出ていて、次にアンケートの調査票が始まるわけです。名前を書いて、住所を書いて、電話番号を書くと、まず設問の1が始まって、所有する農地についてお尋ねしますということで、今の農業の経営のあり方、それが問い1、問い2が農地の状況、問い3がこれからの経営のあり方があるわけです。隣のページへいくと、問いの4、5と進んでいきまして、農地に関する問いが続くわけです。今度は下のところに農地中間管理事業についてお尋ねしますとあり、これは同封のパンフレットがあるので、それを見ながら答えていくという話なのでしょうが、知っていますか、知らないですかとあって、最後のページにいきますと、これについて活用の意向があるかどうかということを知りたいわけです。それで、3番の設問のところ、その他と書いてあって、農地に関する御意見等あれば記載してくださいと書いて、その後、農地の利用意向に関する質問は以上です。御協力ありがとうございましたということで、もう終わってしまっているのです。

さらに、御丁寧なことに点線まで引いた後に、なお、以下については今後の県の施策の参考にさせていただく、参考程度ですよということを断っておいて、御協力いただける方は、お時間がある方とは読めてしまうのだが、併せて御回答をお願いしますとなって、ソーラーシェアリングはそこで申しわけ程度に2問、もう設問でもない。設問としては3番で終わっていて、これはおまけの問いですということで作られているのですが、これではソーラーシェアリング、どんなものなのだろうか、やってみたいなというアンケートにはなっていないと思うのだが、これについてどう思いますか。

農地課長

まず、このアンケート調査と一緒にですが、ソーラーシェアリングについての周知を図るためのチラシを別途同封させていただいております、その中で、そもそもソーラーシェアリングとは、ソーラーシェアリングに適した作物、ソーラーシェアリングを実施するまでの流れ、ソーラーシェアリングのセミナー開催、このようなことを記載した別添のソーラーシェアリングに関する資料を1枚同封した上で、このアンケートをまず実施をさせていただいているということをごさいます、先ほども答弁させていただきましたが、県内で導入件数が20件程度ということで、農家の方、農地の所有者の方、そもそもソーラーシェアリングというものがどんなものなのかというのを知らない方が多いというのが実情だと考えております、まずソーラーシェアリングを知っていただくことが今回のソーラーシェアリングアンケート調査の中での大きな目的であると私どもは考えております。

そのために、ソーラーシェアリングに関するリーフレットを同封して、制度の周知を図った上で、ソーラーシェアリングに関して興味があり、県からの案内を希望する方を抽出するためのアンケートとして今回は作成させていただきました。したがって、ソーラーシェアリングを初めて知る方にとって分かりにくい設問を避けて、今後の働き掛けに必要な情報を端的に得られるように2問としたところでございます。

亀井委員

同封の書類はソーラーシェアリングだけではなくて、例えば農地中間管理事業のものとか、いろいろなことが同封されているのだと思うのです。もちろんソーラーシェアリングに関しても同封してもらわないといけないと思います。でも、これはアンケートに答えていただくということがメインの問いです。となると、農家の方々は設問が3番で終わってしまっている、ありがとうございましたということで、顔が上がってしまうということ自体が、もうソーラーシェアリングからは遠ざかってしまうのではないかと思うのです。

もしこれからまた3年間にわたってやろうと思っているのであれば、設問の中に入れてもらいたいのです。そうでないと、実際にこれを答えてくれるという方は、多分これからアンケートが回収されたときにどのような形で回答をいただけるかということで、これはありがとうございますで終わっているから、この下の部分が空欄になっていることが多いのかと危惧をしているのです。だからこそ設問の中に入れるべきだと思いますが、これからの作り方としてはどうなのですか。

農地課長

10月末に回収されますので、そのアンケートの回収率ですとか、あと、この設問に対する答えがどの程度あるのか、その辺のことを検討させていただきまして、今後2年間アンケート調査を行いますので、その辺のところは検討していきたいと考えております。

亀井委員

今回このアンケートの調査票を課長から事前に見せていただいて、いろいろな県民の方に、こういうアンケートだかどうですかといったときに、設問が終

わった段階で顔を上げてしまう人が多いのです。だから、今のような質問をさせていただいたのですが、先ほど申し上げたように、3年間で100件の目標ということで、大きな目標を掲げていただいたのだと思うのです。冒頭に申し上げましたように、今回はソーラーシェアリングのロードマップについてお聞きしたいということだが、3年間のうちもう半年が過ぎていきますから、6分の1が終わった段階です。半年ごとで平成32年末までという話になった場合、どういふロードマップを描いて、県として100件の目標を達成しようと思っているのですか。

農地課長

今後のロードマップでございますが、今年度9,500世帯にこのアンケート調査を送付しております。来年度、再来年度2箇年においてもほぼ1万件近くこのアンケート調査を送付する予定となっておりますので、合わせますと約3万件的県の農地の所有者の方にこのアンケート調査が届くことになります。そのうち、設問でございますソーラーシェアリングに対して興味があると回答した方ですとか、案内を希望する方には、個別に産業労働局で対応していただけるということで、連携を取って産業労働局とやっていきたいと考えておりますので、3万件的のうちどの程度の方に興味を持っていただけるか、その中で個別に対応していく中で、実際やってみようと、具体的に話が進んでいく方もいると思いますので、3万通的のうち100件程度はできれば実現していきたいと考えております。

亀井委員

ロードマップなので、3万件的のうち100件程度というのは分かるのだが、今回半年で4件しかできていないわけです。これからアンケートを回収していく中で、その6分の1が4件で終わったのだが、後の6分の5ほどのような形で数値を目標として入れ込んでいるのですか。3年間終わったら100件になっていますという話ではないですよ。

農地課長

このアンケート調査は3年間に分けて実施していきますので、単純に3年間で100件とすると、33件ずつ、このアンケート調査の中から実施していくことを想定して100件と考えているところです。

亀井委員

今20件程度ですから、それが33件ずつ、大丈夫ですか。

農地課長

1万件ずつ発送して3箇年ですので、おおむね全体で100件、現在24件ですので、残りが76件をこの3年間で等分した中で、ほぼ同じ割合で発送していきますので、やっていきたいと考えております。

亀井委員

100件の目標は環境農政局長に3月にお答えいただいたが、スマートエネルギー計画の中に入っているのです。これは先ほど課長が言っていたメリットから考えると、かながわ農業活性化指針にも追記すべきだと思うのだが、文章として残った方が皆さん方もやる気が出てくるというか、目にその数字が飛び込んでくるから、常に目標を意識しながらの活動ができるかと思います。そ

の点はいかがでしょう。

農政課長

委員からお話ありましたソーラーシェアリングの導入目標につきましては、スマートエネルギー計画に位置付けるということでございまして、現在産業労働局と連携しまして推進しているところでございます。その成果を踏まえまして、農地の有効活用ですとか、農業経営の改善が図れるということから、そういった観点からかながわ農業活性化指針については検討していきたいと考えております。

亀井委員

このメリットから考えると、農業活性化指針は入れていただきたいと思うし、なぜこのような議論になっていたかというところ、フィット買取価格が今1キロワットアワーで二十数円になっていて、それがこれから数年間でもう半減するということのところが、マスコミ報道でもあるので、ここは加味していただいて、産業労働局としっかり連携をとっていただいて、行っていただきたいと思っておりますので、アンケートの結果もお示しいただきながら、この3年間で100件ということは、今課長もおっしゃっていただいたように、絶対に死守していただきたい、そういう目標でもありますので、しっかりと踏まえた上で取組を行っていただきたいと要望しておきます。

次の質問ですが、先ほど台風24号の被害状況について、被害額とかはまだこれからなのですが、報告事項にあったのは、台風12号の被害について、前回も何点か質問があったかと思いますが、重複してしまうかもしれませんが、それについてお聞きしたいと思います。

まず、県内の農林水産業等の被害についてということで、9月14日時点の数値が出ていまして、その沿岸漁業の被害額、9,620万円以上となっているのですが、それは全額自己資金ということなのですが、漁業共済制度を使っていなくて全部全額自己資金ということなのではないでしょうか。

水産振興担当課長

台風等の災害による漁業者への損害の補填につきましては、漁業共済制度のほか、各種制度資金もございまして、漁業共済制度につきましては、年間の漁獲量が過去の平均的な漁獲量よりも減少した際に、その減額分を補填されるという制度でございまして、特に災害とか、そういうところに限らず、漁業金額の減少に対して補填されます。

また、漁業制度資金につきましては、自然災害等の事業者負担をこうむった際の支援策として制度資金の利子補給制度がございまして、制度資金の利子補給制度ですが、内容といたしましては、漁業災害等資金、それから、漁業近代化資金、漁業振興資金の3種類の制度資金における利子補給がございまして、

まず、漁業災害等資金ですが、自然災害等の被害があった場合に、漁業経営の安定と漁業生産を確保するために漁業者に必要な資金を融資し、県と農林中央金庫が利子補給をするもので、本県独自の資金でございまして、

次に、漁業近代化資金ですが、漁業施設の高度化や漁業経営の近代化をするために漁業者に必要な設備資金を融資し、国と県が利子補給するもので、国の制度資金でございまして、

今回の台風の被害について、自己資金による場合ということでございますが、今回台風の被害に遭われた漁業者、特に定置網の漁業者につきましては、自己資金で対応されております。

亀井委員

制度融資に関しては、課長から御説明あったとおりで、振興資金があつたり、漁業近代化資金があつたり、漁業災害等資金があつたりと、いろいろな種類があるわけです。平成30年度の予算から翻って見てみると、平成25年度、平成26年度、平成27年度、平成28年度、平成29年度、5箇年にわたって融資実績、融資残高を私拝見しているのですが、それなりの金額が出ているのかと思う一方で、漁業災害等資金に関しては、平成30年度の目標も5,000万円の融資実績、融資残高を見込んでおきながら、平成25年度からずっと融資件数もゼロ、さらに融資残高もゼロ、融資実績がゼロなのです。なぜここだけゼロなのかお答えいただけますか。

水産振興担当課長

漁業災害等資金につきましては、災害等の被災を受けたときに使えることになってございますが、実際に漁業者からの利用の借入れの申入れがないという事態が過去続いております。その理由として考えられますのは、こちらの制度資金の中で、災害による資金と同じような形で近代化資金を使われる方もおられますし、また、災害等資金につきましては、申請してから承認、融資、その間審査会等もございまして、そういった形でいろいろと時間もかかるということから、融資の申入れがないのではないかと考えております。

亀井委員

災害等資金から近代化資金にするというのは何ででしたか。こちらの方が時間がかからないからということですか。

水産振興担当課長

災害資金につきましては、実際のところ審査に時間がかかるという関係がございまして、それから、融資の上限につきまして、1,000万円という制約もかかりまして、なかなか漁業において被害が出た場合に、使い勝手としましては、近代化資金の方が使いやすいという状況がございまして。

亀井委員

与信判断に時間がかかると、この間もそういった答弁がありました。さらに、これを借りるのに、例えば出資金が必要だとか、それとは別に保証料みたいなものが必要で、それは利子補給されますからいいが、利子補給というのは融資が決まった後の話だから、一切災害等資金みたいに融資実績がないと利子補給も何もないわけです。だから、近代化資金に振り替えて融資を依頼してくるとのことだったら、災害等資金という使い勝手の悪い、もう5年も6年もずっと融資実績も融資件数もゼロのものに関して何とかしないといけないと思うのですが、どうしたらいいのでしょうか。

水産振興担当課長

漁業災害等資金につきましては、県の単独の事業となっております。また、災害等資金ということで、実績がないということにつきましては、我々も重く受け止めまして、今後この資金につきましては、抵当の融資元である農林中央

金庫、あるいは関係者と協議を重ねて、より使い勝手の良い資金の方に改正するという形で検討していきたいと考えております。

亀井委員

この間も議論であったのですが、漁師というのは漁に出られなければ収入がないわけですから、与信判断にそこまで時間がかかってしまうという制度だったら、今課長がおっしゃったように改正した方がいいです。一番お金が必要な時期に、お金が必要な人にお金が出るまでに時間がかかってしまうのだったら、この制度融資をなくして、ほかの制度融資に振り分けて残高を増やすとか、そういうことも含めてしっかりとこの制度融資をもう一回見直した方がいいと思いますので、是非よろしくをお願いします。

次に、今回の台風 24 号もそうですし、報告事項の台風 12 号もそうなのですが、例えば台風が来るという前に、船舶の避難も必要だと思うのです。避難泊地というのが本県にもあると聞いています。要するに台風が来る前に避難する場所です。それは本県には幾つくらいあって、どこにあるのかというのをお聞きしてもよろしいですか。

水産振興担当課長

台風等災害のときに県下の漁船が避難できる泊地としましては、油壺湾が設定されております。

亀井委員

油壺湾だけですか。

水産振興担当課長

県が管理いたします避難港につきましては、油壺湾 1 港となっております。

亀井委員

油壺湾だけということなのですが、何隻くらい避難できるのですか。

水産振興担当課長

過去の実績から見ますと、およそ 300 隻が避難してございます。

亀井委員

その 300 隻の避難するルールというのは決まっているのですか。

水産振興担当課長

油壺湾を管理します東部漁港事務所で、油壺湾の中での船の停泊に係るエリア分けをしております。大まかに申し上げますと、湾の奥、一番整合性の高い方から小型の船が係留していくというルールになっております。また、湾の中央部には航路を設定し、船の出入りができるような形で避難エリアを設定しております。

亀井委員

ここの避難泊地に関しても、例えばそのルールがしっかりと守られていかなければいけないし、例えば船が出入りするところ、これだけの台風が来ると、いろいろな船がいち早く逃げて行かなければいけない、逃げ込まなければいけないということなので、航路が塞がれたり、船をつなぐブイが破損をしているということになれば、台風が来て、幾ら風や波があまり来ない油壺湾といってもなかなか厳しいと思うのですが、そのような設備というか、ハードの設備に関してしっかりとできているということを確認しているのですが、それ



については東部漁港としっかりとやりとりができていて、更にソフト面について、例えば、船が出るところまで塞いでしまって、それこそ台風が去った後にずっと漁に出られないということがないようにしないといけないのですが、そのようなところはしっかりとできているということによろしいですか。

水産振興担当課長

船が災害時に避難した時点で航路が塞がれてしまう、あるいはブイが老朽化しているというお話は漁業者の方からも伺っております。その件につきましては、今年度東部漁港事務所で全てのブイ 20 基を確認するという作業に入ることとなっております。それから、航路の確保につきましては、今後水産課長名で県下の漁業協同組合に周知のための通知を出すこととしております。

亀井委員

是非お願いします。例えば、ブイが破損していた場合に、今みたいなところで大きな風が来た時に、それが壊れて船と船がぶつかってお互いが破損してしまうということもあるでしょうから、その辺のところはしっかりと見ていただかなければいけないと思います。

また、ここは 300 隻が避難するという話でしたが、ここに避難できていない船というのは、台風などの自然災害のときに、どのような形で船を守ることをやっているのですか。

水産振興担当課長

それぞれの漁業者が漁船を係泊しております係泊港、地元の係泊港、港において船を係留してございます。

亀井委員

例えばこれだけの想定外の風が吹いてきたときに、今後、堤防もかさ上げしなければいけないという事態にも遭遇すると思うのです。そのときのかさ上げにおける、例えば、国とか県とか市なのでしょうか、その辺の財源の分担ですか、そのようなところもしっかりと考えていかなければいけないと思うのですが、どのようなスキームになっているのか、お聞きします。

水産振興担当課長

漁港の整備、外郭施設の強じん化につきましては、県が管理する県営漁港、三崎漁港、小田原漁港については県が事業を実施いたします。また、各市町が管理しております市町営漁港につきましては、市町がそれぞれ管理で漁港の整備を進めております。その際、国の漁港整備事業の補助事業を利用して整備しております。

亀井委員

台風 24 号もそうでしたが、農業、漁業、そしてほかの林業も含めてですが、第一次産業に非常に大きな被害がもたらされる、今後もそういうことが想定されると思うので、是非そこはしっかりと対策を立てていただきたいと思います。

次はマイクロプラスチックの問題について何点かお聞きしたいと思います。

マイクロプラスチックによる海洋汚染、今深刻な問題になっていますが、現在どういう点が問題と認識をされているのかお聞きしたいと思います。

大気水質課長

マイクロプラスチックは非常に小さなプラスチックということで、大きさが

5ミリメートル以下のものをマイクロプラスチックと言っております。極めて小さいことから、魚など海の生物が餌と一緒に飲み込んでしまうということが報じられています。また、マイクロプラスチックは、油となじみやすい浸油性という性質があることから、過去に環境中に流出した有害物質などをその表面に吸着するということが報告されております。このような有害物質の吸着に加えて、プラスチック自体にも化学物質が含有されておりますので、マイクロプラスチックを通じて有害物質が魚などの生物体内に蓄積されることで、食物連鎖を通じて生態系に影響を及ぼすということが懸念されております。

亀井委員

海洋汚染に関して、プランクトンから始まって食物連鎖をして、最終的に人体に入ってくるのですが、その人体への影響というのは今どのように考えられているのですか。

大気水質課長

仮にマイクロプラスチックを含んでいる魚を私たちが食べたとしても、プラスチックは消化されず排せつされてしまうということで、プラスチック自体による人体の影響はないと現在言われております。

亀井委員

新聞報道によると、海外では、水道水からもマイクロプラスチックが見つかったという報道があるのですが、これも大丈夫ということですか。

大気水質課長

現時点ではプラスチックの表面に吸着された化学物質の量なども研究が進められておりますが、現在の状況であれば、すぐに人間には影響がないと、いろいろな研究者が述べているところですが、それが主な意見と承知しております。

亀井委員

海外で見つかっているのですが、国内、県内ではどうですか。

大気水質課長

国内の状況でございますが、日本の水処理におけるマイクロプラスチックの調査については、現在情報が得られていないため承知しておりませんが、県営水道については濁度管理を実施した上で水が供給されると伺っております。

亀井委員

人体の影響ということを知ったのですが、マイクロプラスチックになる前のプラごみのこともお聞きしたいのだが、海に流れていくと、前回の質問でもありましたが、例えば、船舶の航行への影響はないのですか。

大気水質課長

委員おっしゃるとおり、プラスチックごみというのは、海に相当漂っているという報道もなされております。そうした海では船舶の航行にも支障があるおそれがあると伺っております。

亀井委員

漁業への影響はどうですか。

水産課長

詳しく件数等は把握しておりませんが、漁業者からは、コンビニの袋とか、そういった買い物袋が漁船のエンジンを冷やすための海水の取り口に吸い込ん

でしまって、循環がうまくいけなくなり、それでオーバーヒートを起こすような事例はあると聞いております。

亀井委員

これからどのような対策をとっていかねばいけないかなということでもありますが、2018年6月に海岸漂着物処理推進法が改正されたと聞いていますが、これは3Rの推進についてしっかりとやっていかねばいけないということなのですが、先に3Rに関して、本県は具体的にどのように進めているのかお聞きします。

資源循環推進課長

3Rにつきましては、県の循環型社会づくり計画の中でも位置付けておりまして、県民の方々、企業の方々と一緒になって、3Rを進めていくということで現在行っているところです。

亀井委員

具体にはどうですか。

資源循環推進課長

具体的には、まず、河川、海洋への流出を防止するという意味では、ポイ捨てを防止するという事ですので、市町村の方でも以前から積極的に行っておりますので、市町村とも連携しながら県民の方々に対する啓発といったことを実施して、具体的には、海岸で、直接海岸を利用しているの方々へごみの持ち帰りを呼びかける等をしております。

亀井委員

マイクロプラスチックの話に関しては、先ほど課長からは、人体に影響はない、エビデンスがしっかりとそろっているかどうかという、それも疑問しいと思うので、今現在はそのような説が多数説という形になっているかもしれませんが、今後マイクロプラスチックに付着するものが人体に変ないたずらをするとか、そういうことも考えられると思いますから、この取組はしっかりと続けていていただいて、少しでも人に脅威が与えられるようなものを排出することを抑止していただくことを要望して、私の質問を終わります。